○国土交通省告示第四百三十七号

広島空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　広島空港照明施設
三　航空灯火の位置及び所在地　広島空港内及びその周辺　広島県三原市
四　変更した事項（変更前の事項については、平成二十年国土交通省告示第五百四十六号を参照）　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表誘導路中心線灯の項灯質の欄中「白熱電灯」を「発光ダイオード」に変更した。

附　則

この告示は、平成三十年三月十六日から施行する。

○国土交通省告示第四百三十八号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

附　則

1・2　（略）

3　独立行政法人都市再生機構が法第十八条第一項（法附則第十二条第七項の規定により読み替えられる場合を含む。以下同じ。）、大都市地域住宅等供給促進法第百一条の十五第一項又は被災市街地復興特別措置法第二十二条第二項の規定により施行する工事が、この告示の施行前に開始された法第十八条第一項に規定する建築物の敷地の整備若しくは宅地の造成、大都市地域住宅等供給促進法第百一条の十五第一項に規定する都心共同住宅供給事業又は被災市街地復興特別措置法第二十二条第二項に規定する被災市街地復興土地区画整理事業、市街地再開発事業若しくは賃貸住宅の建設と併せて整備されるべき公共の用に供する施設に係るものである場合においては、当該工事に係る支払金の支払期間等は、本則の規定にかかわらず、次の表の区分の欄各項に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ同表の支払期間の欄、据置期間の欄及び利率の欄各項に掲げるとおりとする。

項	区分		支払期間	据置期間		利率	
				据置期間中		据置期間後	
一	（略）		（略）	（略）		（略）	
二	（略）		（略）	（略）		○・四パーセント	
三	（略）	イ（略）	（略）	（略）		（略）	
		ロ（略）	（略）	（略）		（略）	○・四パーセント（用地取得費に出資金を充てる場合の当該出資金に相当する額の部分については、無利子）

改正前

附　則

1・2　（略）

3　独立行政法人都市再生機構が法第十八条第一項（法附則第十二条第七項の規定により読み替えられる場合を含む。以下同じ。）、大都市地域住宅等供給促進法第百一条の十五第一項又は被災市街地復興特別措置法第二十二条第二項の規定により施行する工事が、この告示の施行前に開始された法第十八条第一項に規定する建築物の敷地の整備若しくは宅地の造成、大都市地域住宅等供給促進法第百一条の十五第一項に規定する都心共同住宅供給事業又は被災市街地復興特別措置法第二十二条第二項に規定する被災市街地復興土地区画整理事業、市街地再開発事業若しくは賃貸住宅の建設と併せて整備されるべき公共の用に供する施設に係るものである場合においては、当該工事に係る支払金の支払期間等は、本則の規定にかかわらず、次の表の区分の欄各項に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ同表の支払期間の欄、据置期間の欄及び利率の欄各項に掲げるとおりとする。

項	区分		支払期間	据置期間		利率	
				据置期間中		据置期間後	
一	（略）		（略）	（略）		（略）	
二	（略）		（略）	（略）		○・三パーセント	
三	（略）	イ（略）	（略）	（略）		（略）	
		ロ（略）	（略）	（略）		（略）	○・三パーセント（用地取得費に出資金を充てる場合の当該出資金に相当する額の部分については、無利子）